

広島県土地改良事業測量作業規程

広 島 県

(目的)

第1条 この作業規程（以下「規程」という。）は、広島県農林水産事務所が行う測量について、その作業方法を定めることによりその規格を統一するとともに、必要な精度の確保等を目的とする。

2 この規程は、測量法（昭和24年法律188号）第33条の規定に基づいて国土交通大臣の承認を得たものであり、広島県農林水産事務所の行う測量は、他に特別の定めがある場合を除き、この規程の定めるところによる。

(準用)

第2条 第1条第1項に定める規程については、農林水産省農村振興局測量作業規程（7農振第632号令和7年7月22日付け農村振興局長通知）の定めを準用する。

附則

この規程は、令和7年8月8日から適用する。